

松江市ガス事業譲渡に係る譲渡条件の整理

1. 譲渡条件の考え方

- 公営ガス事業の譲渡条件については、ガス事業を営むための基本的な考え方や理念等の事項と、料金やお客様サービスの水準の維持・拡大に関する事項、譲渡対象とする資産、契約に関する事項、地元経済・事業者等への配慮に関する事項、本市の関与に関する事項などがある。
- それぞれ、**努力義務としての条件**と、**必須条件**とがある。
- 本市では、「**松江市ガス事業民営化基本方針**」（令和5年8月）を策定しており、当該方針に定められた内容に則って、譲渡条件を検討する。

2. 譲渡条件について

基本方針に掲げる「民営化の目的・理念」

本市における都市ガス事業が将来にわたり健全に継続されることを基本に、民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること。

基本方針に掲げる「民営化の基本的な考え方」及び譲渡条件

基本的な考え方	基本方針に掲げる条件	左の条件に追加して募集要項で定める条件
(1) 安全・安心で安定した供給の確保	現在の保安水準を維持・向上し、安定的かつ継続的なガス供給（原料調達を含む）を行うこと。	本市の承認工事業者、準承認工事業者、簡易内管施工登録店が引き続き事業を行えるよう、資格を引続き付与するなどの措置を講じること。 【他市事例：参考資料参照】
	経年管の更新をはじめとして、将来にわたってガス設備の維持・更新・運用を適切に図ること。	
	平常時の災害対策を講じるとともに、災害時の緊急対応及び復旧対策を迅速に実行すること。	

2. 譲渡条件について

基本方針に掲げる「民営化の基本的な考え方」及び譲渡条件

基本的な考え方	基本方針に掲げる条件	左の条件に追加して募集要項で定める条件
(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上	ガス料金の水準が安定的に推移するよう、経営の効率化と透明性の確保を図り、多様なサービスの提供などを通じて、お客様満足度の向上を図ること。	ガス料金（旧簡易ガス、LPガスを含む）は、原料費調整制度の価格変動分による影響を除いて、少なくとも譲渡後一定期間はガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。 【「一定期間」については、他事例等を参考に次回以降、要検討。】
		職員の常駐する営業所又はお客様窓口等を市内に設置すること。 【本市に拠点を置くこととするが、参加者の意欲醸成のため、新会社の設立については必須とせず、提案がなされた場合は、加点で評価することとしてはいかがか。】
		本市が行っているガスフェア等のイベントを継続すること。

松江市ガス事業譲渡に係る譲渡条件の整理

2. 譲渡条件について

基本方針に掲げる「民営化の基本的な考え方」及び譲渡条件

基本的な考え方	基本方針に掲げる条件	左の条件に追加して募集要項で定める条件
(3) 公益性及び安定した経営基盤の確保	都市ガス事業に求められる公益性を十分に認識し、法令等に基づく安定供給と安定運営を維持するとともに、経営基盤・経営能力・技術的能力を確保すること。	
(4) 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立	持続可能な経営に必要な技術・事務系職員の確保・育成・活用により、保安水準の維持・向上のための技術を確実に継承するなど、適切な経営体制を整えること。	

松江市ガス事業譲渡に係る譲渡条件の整理

2. 譲渡条件について

基本方針に掲げる「民営化の基本的な考え方」及び譲渡条件

基本的な考え方	基本方針に掲げる条件	左の条件に追加して募集要項で定める条件
(5) 地域経済の活性化	地元経済界と連携を図り円滑に事業を実施するとともに、地域の発展につながる事業を展開すること。	ガス事業関係業務や工事の発注について、市内業者を優先するよう配慮すること。
	地元雇用の拡大に努めるとともに、ガスの安定供給を通じて地域経済に貢献すること。	現在、市が検針業務を委託している検針員について、本人に希望がある場合は、引き続き業務に従事できるよう努めること。
(6) 本市との緊密な連携	本市の政策（松江市総合計画 -MATSUE DREAMS 2030-等）に協調した事業展開を図るとともに、松江市再生可能エネルギービジョンや脱炭素、SDG s の推進などのために連携を図ること。	

松江市ガス事業譲渡に係る譲渡条件の整理

2. 譲渡条件について

基本方針に掲げる「民営化の手法」のうち譲渡条件とするもの

手法	基本方針に掲げる条件	左の条件に追加して募集要項で定める条件
(5) 譲渡価格の考え方	適正な事業価値評価に基づき最低譲渡価格を設定する。事業価値評価は、インカムアプローチ（将来の利益予想やキャッシュフロー予想に基づく方法）やマーケットアプローチ（類似企業の財務状況や類似団体の譲渡事例等を参考にする方法）等の適切な方法により行う。 【譲渡価格は次々回までに評価、算定し委員会に報告】	
(9) 本市の関わり	事業譲渡後においては、原則として本市は事業継承者の経営への関与は行わない。 【職員派遣を行う場合、市の出資が必要。】 譲渡契約書及び事業提案内容の履行確認を行うため、一定期間は、事業継承者には本市への報告を求める。 【一定期間として、占用料等の優遇措置の期間に合わせた期間としてはいかがか。】	市の上下水道事業と適切な連携を図ることとし、災害時には市の上下水道事業と連携して復旧活動を行うこと。 ガス供給施設及びガス導管に係る市道の占用料及び市有地の行政財産目的外使用料等は、譲渡日から一定期間減免する。 【年数や減免率は市にて検討・決定】

2. 譲渡条件について

基本方針に掲げる「民営化の手法」のうち譲渡条件とするもの

手法	基本方針に掲げる条件	左の条件に追加して募集要項で定める条件
(10) お客様・市民等への広報	本市ガス事業の民営化を円滑に推進するため、市報松江、松江市及び松江市ガス局のホームページ等により、本市ガス局のお客様や市民、関連事業者などへ、民営化の進捗等についてお知らせする。事業継承者の決定後は、事業継承者において事業譲渡に関する周知・広報に努める。	

松江市ガス事業譲渡に係る譲渡条件の整理

2. 譲渡条件について

その他募集要項で定める譲渡条件

譲渡制限

譲渡後の10年間は、第三者への事業譲渡は行わないこと。（新会社を設立する場合は、当該新会社の株式の譲渡、株主の変更を行わないこと。）
【既往事例を参考に、10年間としてはいかがか。】

譲渡資産

令和8年3月31日現在（仮定）のガス事業、旧簡易ガス事業、LPガス事業に係る固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（現金・預金は除く）を譲渡する。

【LPガス事業の譲渡については、議事（2）で説明】

一部のガス設備等の資産については、譲渡にあたり、占有許可、使用許可を付与する。

国道、県道、その他公有地等については、それぞれの管理者、所有者の定める法令、条例等による許可や賃貸借契約を締結する等、必要な措置を講ずること。

(株)松江ガスサービスを本市ガス事業と一体で譲渡する。

【(株)松江ガスサービスの譲渡については、議事（3）で説明】